

会 議 録

1 会 議 名:第71回北九州市環境審議会

2 会議種別:付属機関

3 開催日時:令和7年4月11日(金) 15 時 00 分～17 時 00 分

4 開催場所:リーガロイヤルホテル小倉 3階 クリスタルの間

5 出席者(敬称略):

会 長 浅野 直人

会長代理 日野 雄二、松永 裕己

委 員 荒川 徹、飯田 緑、泉 日出夫、金上 江利子、小林 光、籠田 敦子、
高原 恵子、田中 綾子、畠中 聡之、村上 さとこ、山根 小雪

事 務 局 木下環境局長、岩佐総務政策部長、有馬環境国際部長、園グリーン成長推進部長、江藤環境監視部長、敷田循環社会推進部長、高村総務課長、岩崎職員育成担当課長、武富環境学習課長、諸熊グリーン成長推進課長、玉井再生可能エネルギー導入推進課長、佐藤環境イノベーション支援課長、平井ネイチャーポジティブ推進課長、田中環境国際戦略課長、火箱事業化支援担当課長、松岡環境監視課長、小田産業廃棄物対策課長、山中産業廃棄物指導担当課長、村上循環社会推進課長、山内適正処理・減量化担当課長、山倉業務課長、堤施設課長

6 議 題

審議事項

- ・ 会長代理の選出
- ・ 北九州市地球温暖化対策実行計画の改定について(諮問)
- ・ 北九州市生物多様性戦略の改定について(答申案の審議)
- ・ 北九州市における事業系ごみの減量・リサイクルについて

7 議事概要

開会にあたり、環境審議会の概要説明、令和7年3月24日付で交代した第 16期北九州市環境審議会委員4名及び環境局幹部職員の紹介を行い、環境局長から挨拶があった。

続いて、会長代理1名の選出が行われ、「北九州市地球温暖化対策実行計画の改定について」、「北九州市生物多様性戦略の改定について」「北九州市における事業系ごみの減量・リサイクルについて」の3件を審議した。

8 議事録(要旨)

【会長挨拶】

前回の審議会が開催されたのは今年の 11 月でございますが、それから本日まで約 5 ヶ月ありました。

この間あった大きな変化として、新しい『エネルギー基本計画』或いは『温暖化対策計画』が閣議決定されたということでございます。

お手元に、最近の国の環境政策の動向に関連しまして、資料を用意しておりますので、これをご覧くださいと思います。

まず、1 ページ開けていただきまして、これは何かといいますと、3 月 26 日に気象庁から出された『日本の気候変動 2025』という報告書の中から抜き出したものです。

気候変動がどのような変化をもたらすか或いは将来どうなるかということについての予測が、かなり詳細に記されておりまして、21 世紀末の日本はそちらに記載されているような状態になってしまう可能性がある、ということが言われております。

既に我々が経験してきたように、気候変動の影響は私たちの周りにも確実に現れていると言えますので、そういう意味では、『エネルギー基本計画』或いは『地球温暖化対策計画』の改定ということについても、本当にこのとおりやってかないと大変な事になると思います。

次のページをご覧ください。

上の方に記載があるのは、『エネルギー基本計画』で、2040 年のエネルギー需給について見通しが示されておりまして、こちらをご覧くださいと思います。

新しい『エネルギー基本計画』の中で、特に注目したいのは、再生可能エネルギーを主力電源にしないといけないが、一方で、バランスのとれた電源構成ということも考えないといけないので、まずは徹底した省エネを図るということ、それからエネルギーの大量消費産業の根本的なシステム変換が必要である、ということです。

また、私が以前から申し上げてきたことですが、電力をどのように運ぶのか、という系統の問題です。これは非常に深刻な問題です。これについてはきちんとした対策をしないといけないということです。

或いは、出ってしまった CO2 をきちんと吸収するというプロジェクトについてもしっかりと進めなくてはいけない、ということが『エネルギー基本計画』の中に記載されています。

これを受ける形で、温暖化対策計画が同じ日に閣議決定されたわけですが、2040 年には 73% を目標とする、ということが記載されています。

この中でも、非効率な石炭火力発電は止めないといけないということが記載されていますし、それから、前から国が取り組んでいるのですが、地域の脱炭素ということについては一層加速しなきゃいけないということが、『地球温暖化対策計画』の中で強調されております。

北九州市はいち早くこの地域の脱炭素の様々な取組に手を挙げてやってきているわけですが、環境省でも、昨年の4月に『地域脱炭素』に取り組むために、チームを作りまして、この地域脱炭素に関する専門の組織もできまして、本当に精力的に取り組んでくれていると思います。

更に、中小企業の対策が何より大事なことだということが言われておりますし、加えて自動車については、原料の調達、組み立て、使用、そして最後に再資源化する、その全プロセスを通じてCO2をゼロにする、ということを2050年までの目標にするということが言われておりまして、これもかなり思い切った事が計画の中に記されていると思っています。

それから、カーボンプライシングってということについてもきちんとやらなければいけない、循環経済への移行についても取り組まなければいけない、ブルーカーボンのような吸収分野についてもきちんと進めなくてはいけないということが記されておりますし、家庭の電源を使うような場合でも、太陽光で発電している時間帯にしっかり電気を使って、それが使えなくなったタイミングで電気を使わないようにするために、蓄電池で貯めておいた電気を使うとか色々な工夫を行う、これを「セクター化」という言葉で呼んでいますが、今度は新しい計画なので、そのことを家庭も守っていかなくてはいけないということで強調されていることは、注目すべき点と思っております。

さて、資料は少し戻っていただくのですが、現在の通常国会に環境省が提出している法律として、「環境影響評価法」の改正法と「鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」の2つの法案があります。

このうちの「環境影響評価法」の改正内容ですが、例えば、今まではダムを新しく作る際にアセスを行うこととされている一方で、改築をする時については規定がありませんでした。それをようやく改築の際についてもアセスをやらなくてはいけない、ということが記載されました。これは以前から課題だったのですが、ようやくできたということになります。

また反対に、例えば発電所の改修などを行う場合、施設の周りの状況などを全て調べてあげて、そういうことを全部書かないといけないということになっているのですが、もう既に稼働している施設を改築する場合に、周囲のことまで全部調べあげてを義務付けることはあまり意味のないことだから、それは実施しなくていいということにしまして、もっと簡素化する、ということでもいいのではないか、ということが今度法律で決まります。

さらに、現在では、アセス関係の図書については一定期間を過ぎた後は非公開にしていまいます。それは少し問題がありまして、例えば、後になって当初の予測通りだったかどうか、ということを検証しようにも資料が非公開となっているためわからない、という状況になってしまいます。これは問題だと以前から指摘されていまして、ようやく今回、一定期間はインターネットに載せ続けるということが出来る、という内容で法改正の中に入っています。

それから、これは資料には載せていないのですが、③と書いてあるところですね。

これは、環境省でない省庁が作った洋上風力発電についての法律がありまして、もともと環境省とは関係なく作られた法律のため、いくらその法律に則って様々な事をやっても、そ

れとは別にアセスはきちんととやらなくてはいけない、ということでした。

そのため、以前からおかしいと指摘があったのですが、他の省庁で、この海域は洋上風力発電をするのに適当な場所である、ということを決めようという時には、その段階でしっかり環境省も加わった形で国の方で環境調査を実施し、その調査をした結果に基づいて、そこに事業者が参入できる形にしようということになりました。そのため、事業者が改めてアセスの初期段階の手続きを実施する必要がなくなりますから、それは省略ということで良い、ということにしました。

②に記載しました法律は、北九州市はあまり関係ないのですが、街中で熊が出没した際でも、市街地では猟銃で殺処分を行うことはやってはいけないということになっていました。

しかし熊が街中にでてきて、どうしても猟銃を使用する以外ないという場合もありますので、本当に必要な場合には、市町村長の許可があれば緊急的に使用できるようにしようという改正が行われることになっています。

それから、4番目に丸をつけたところになります。

太陽光発電が日本導入されて15～20年が経ちますので、そろそろ古くなった部品の廃棄処分が出てくるわけです。使わなくなったパネルについては、現地に放り出ししておきますと、放り出したパネルであっても電気が発生していますから、子供がうっかり触ってしまい感電してしまうなんてことが起こりかねませんので、使用を止めたからもう放ったままでは困るのできちんと再資源化処理をして片づけて下さい、ということを経済産業省が義務づけることになりました。

これについては、固定価格買取制度を活用している太陽光発電設備は、もともとそのように対応しなくてはならないと決まっていたのですが、買取制度を活用しない設備にはそういった規制がないため、制度の活用の有無に関わらず、きちんとして規制な処理を行ってくださいとなりました。

ただし、一般家庭の屋根に設置されている設備について厳しく規制するということは少し難しい面もあるため、そこはできる範囲で、ということになっています。

また、適切に処理するためには費用がかかります。現在でも買取制度を活用する際には、再資源化するための費用を積み立てておかなくてはならないという決まりがありますが、活用しないものについては何の決まりもないため、今後は活用しないものについてもきちんと費用を貯めておいて下さい、ということになります。

それから輸入品の場合は、輸入業者にその費用負担をしてもらう、というような制度を新たに作ろうということが議論されているところです。

それから、風力発電のアセスについても見直しをしなくてはならないということで議論が行われているわけですが、これは先ほど申し上げましたように、どこが洋上風力発電をするのに適切な場所か、ということについては、業者まかせにしないで、国の方でしっかりとゾーニングを行わなくてはいけないのではないかと、ということが指摘されています。

これは以前から戦略的環境アセスということでは言われていましたが、戦略的環境アセスというのは本来、事業者さんが行うというよりは、行政の方でしっかりやらなくてはならないもの

だということを指摘していましたが、そのあたりのことが本格的に進むようになってきたと思います。

3 番目のボツですが、国連で「窒素」について、それをちゃんと管理しなくてはいけないという決議が行われました。それに伴い、管理計画を各国で策定する決まりになり、日本においても策定することになりました。

世界で作られているアンモニア量は年間 2 億トン程度らしいのですが、日本はせいぜい 100 万トン程度とされています。それで言うと、世界に占める量としては大したことはないのですが、例えば海外から家畜のエサを輸入してきたとして、そのエサを食べた家畜はフンをするわけです。そこには窒素が入っていますから、いくら国内で窒素製品そのものをつくらなくても、海外から物を入れることによって国内の窒素が溜まってしまう場合というものがあります。そのため、実際のところは日本国内で環境中に放出される窒素量は年間 200 万トン程度で、それを放っておくことはできませんので、しっかりと対策を立てなくてはいけないということです。

また、土壤汚染対策法について現在見直しが行われています。本日は時間がありませんので詳細を申し上げることができませんが、汚染された土壌をきちんと処理しておかなくてはならないのですが、この処理手続きが十分できていないため、もう少しマニフェストをしっかりとしないといけないということです。

とりわけ問題なのは、その土地がどのような使われ方をしたのかという情報が、期間を経るとわからなくなってしまう、ということがあちこち起こり始めておりまして、その土地がどのように利用されているということについての情報をしっかり行政で早い段階から管理するような仕組みを作らなくてはいけないということが指摘されていまして、そのようなことを今後制度化される可能性があると思います。

最後に、気候変動についてです。

この問題については、既に現実として起こっている事に対しての適応、という意味で非常に重要になりますけど、そのための気候変動に対する評価方法が現在準備中でありまして、これができますと、次の適応計画ができるということでもあります。

既存の適応計画がどこまで進捗したかに関して、現状それをチェックするための指標づくりに取り組んでいます。なかなか物事が進んでいるとは言えない状況ではありますが、全体としては動いていますので、これから先も緩和ということだけではなくて、適応ということについても力を入れていかななくてはならないという状況になっています。

以上が現在までの国の環境政策の動向ということでございました。

それでは、審議事項に進みたいと思います。

まず初めに、会長代理に選任をしたいと思います。

【事務局】

「会長代理の選出」を行った

【会長】

それでは次の議事に移ります。

北九州市地球温暖化対策実行計画の改定について、最初に当審議会への諮問をいただくことになっておりますので、事務局どうぞよろしくお願い致します。

【事務局】

環境局長から会長へ「諮問書の手交」を行った

【会長】

それではこの件について事務局から説明をいただきます。

【事務局】

「北九州市地球温暖化対策実行計画の改定」について説明を行った

【会長】

それでは、この件に関して、ご意見やご質問がございましたらお受けいたします。

【委員】

パリ協定では、産業革命以前と比べて気温上昇を 1.5 度未満に抑える努力をすることとなっていますが、1.5 以上になったという事実を、我々としてはどのようにとらえたらいいのか、というところを具体的に説明していただければと思います。

【会長】

はい、いったん別の委員のご質問も先にお伺いさせていただきます。

【委員】

私からは質問が一つと、それから、次のステップにて骨子案が見えてきますが、それを作るにあたって、こんなことも考えていただけたらな、というご意見を申し上げます。

まず質問になりますが、現行計画で、国の目標は 46%のところ、北九州市は 47%が目標となっています。これは、北九州市が「環境先進都市」としての矜持ということだと思います。また、北九州市の場合、温室効果ガスの排出量に占める産業部門の割合がすごく多くて、50%以上です。

一方で、国の計画における産業部門に期待される削減率がそこまで高くないと思いますの

で、もし北九州市が今後の計画について、国の計画よりも高い目標を定めるとすれば、相当産業部門の削減率が高くないと、国の計画には達しないことになるかと思います。

様々な部門をトータルで考えた際の数値目標でなくて、産業部門や家庭部門等、各部門ごとにきちんと削減していく計画として今回考えられているのか、というのも、だんだん削るのは大変になっていくのではないかな、と思います。

また、意見についても同じような話になりますが、端的に言えば、例えば「電力の排出係数」のような基準については、市ではどうにもできないと思います。

それによる削減量がすごく大きい中で、今回資料の中で示された様なトータルの数字を約束すると、なかなか政策が打てなくなってくるのではないかな、と思います。

そこで、ここに限らず色々なところで申し上げている私の意見になりますが、大事なことは、「市」として責任の持てる政策について目標を掲げる、ということが一番大事なことではないか、と思います。その辺、きちんとわかるような計画にしていただけたらというのが、私の意見です。以上です。

【会長】

ありがとうございます。後半のご意見については重要なアドバイスとして承ります。

今、質問が二つありましたので、事務局からお答えがありましたらどうぞ。

【事務局】

はじめに、いただいたご質問へ回答申し上げます。

ご説明致しましたとおり、2024年度の世界の平均気温は1.55度上昇しております。

気温でございますので、多少のぶれはありつつも、トレンドとしては上昇傾向にあるかなというところでございます。

ここににつきまして、気温上昇を抑える努力というところについては、現在、国の温暖化対策実行計画で定められているような取組、国では「たゆまぬ努力」というふうに表現しておりますけども、そういったところを着実に実行していくことで、担保をされていくのではないかなと考えているところでございます。

また、2つめのご質問でございますが、今後の削減目標というところについていただいたかと思います。

委員のおっしゃられるように、北九州市の特徴は、高熱源が必要な工場がある産業都市というところございまして、他の自治体と比較いたしましても、温室効果ガスの削減に向けたハードルが高いと認識しているところでございます。

しかしながら、我々としても、国の計画に整合性があるような形で目標設定していく必要があると考えてございまして、いずれにいたしましても、今後、本審議会でのご意見を賜りながら目標設定をしていきたいと考えております。

なお、具体的な数字については、これから着手していく予定でございますが、これまでの計画

での積み上げというところがありますので、現在どのような対策が進められているか、強化できるかというところ、また、現時点では具体化が難しい将来技術の導入を見据えた対策といったところ等を考慮しながら、十分に検討を進めていきたいと考えています。

以上でございます。

【会長】

先ほど委員がおっしゃったように、北九州市の置かれている状況から申し上げますと、産業部門で非常に CO2 の排出量が高い状況にあります。

一方で、国の計画においては、日本という国全体でそれぞれの主体が産業部門での取組をきちんと実行いただければ、日本全体として目標が達成できるという状況になるはずだ、と考えられています。

これを踏まえたときに、北九州市単独で全ての対策をとるというのは非常に難しいことです。

そこで、これまでも目標の達成に向けては、北九州市が具体的な取組によって実現できるものと、国際協力のような部分で貢献できるものとを織り込んで、ある種の哲学的な発想を使って、目標の数字を達成できる、というふうな話をしていますから、おそらく今後も同じようなことを考えないといけないと思います。

つまり、北九州市域内で行う取組で掲げる目標を達成する、ということには限界がありますから、そこを超えるための考え方として、北九州市は国際協力に非常に貢献できていますから、それがどの程度に温室効果ガス削減に効果を上げるか、ということをしてできるだけ定量化していけば、北九州市の貢献によって社会全体の温室効果ガスが削減できる、とこれまでも考えましたので、その辺のところはこれから検討したいと思います。

他に何かご意見ご質問ございますか。

【委員】

いろいろご説明をいただきまして、気候変動や地球沸騰化の中で、様々な総合的な対策をしないと、目標達成が大変厳しいということを再認識いたしました。

室効果ガス排出量の推移をご説明いただきましてこのままいけば、脱炭素とか、達成できるという見通しではありますが、これからも本腰をいれて、全ての主体が自分事として取り組み、考えていかなければならないと思いました。

そこで質問でございます。

令和 5 年の度市議会でも、国への意見書として、「脱炭素と自然再興に貢献するサーキュラーエコノミーの推進を求める意見書」を、決議をいたしました。

意見書の内容としては、製品の適切な長期利用を促進するコマースビジネスの育成、製品の長期利用に資するシェアリング、サブスクリプションサービスの利用機会拡大、リコマースビジネスの推進や拡大すること、などのようなこと国に求めるというものでしたが、今申し上げた

ような個別の項目について、次の計画骨子の中には入れるのでしょうか。

【会長】

少なくとも、サーキュラーエコノミーという考え方をメインに据えないと、たくさんの取組ができないということは国の方針の中でも示されています。

その点、北九州市は他都市よりもかなり進んでいる部分がありますので、利用しない手はないと思います。事務局はいかがですか。

【事務局】

ご質問ありがとうございました。

サーキュラーエコノミーについては、地球温暖化対策には非常に重要な視点となっており、そういった意見書の内容なども踏まえながら、また審議会のご意見をいただいた計画の策定というところを進めて参りたいと考えてございます。

【会長】

他に何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは、本件は引き続き審議を行ってまいりたいと思います。

続きまして、生物多様性戦略の改定についてお諮りしたいと思います。これにつきましては、前回の審議会パブリックコメントを実施することについてご審議いただきました。

今回はパブリックコメントの結果についてご報告をいただくとともに、それに基づいて、見直しをしました最終の答申案についてのご説明をいただきたいと思います。

【事務局】

「北九州市生物多様性戦略の改定」について説明を行った

【会長】

ありがとうございました。

それではただいまの説明につきまして、ご質問やご意見がございましたらお願いいたします。

【委員】

パブコメをこれほど丁寧に実施していることが偉いと思います。

また、全体の印象になりますが、「ネイチャーポジティブ」と言うと意味がわかりにくく感じるかと思いますが、この戦略の中では、自然の価値を認めて、それが増えていくような仕組みを経済や社会に組み込んでいく、ということがすごくわかりやすいと感じます。

また、食物の話題から始まっている構成も面白いと思いました。

特に大事だと思うことは、目標やKPIが記載されていますので、これらが実現されるように、

進行管理をしっかりやっていただいて、取り組んでほしい、ということでもあります。

【会長】

どうもありがとうございました。

確かに、北九州市のパプコメに対する対応は非常に丁寧であると私も感じておりました。

他にご意見はないでしょうか。

【委員】

私も大変わかりやすいと思いました。一つだけ意見を言わせていただきます。

最終ページの目標 3 のところに、「ネイチャーポジティブ宣言参加団体数の増加」「ネイチャーポジティブ宣言に取り組む市内企業数を 30 団体ずつ増やす」という目標が掲げられております。これをぜひ達成していただきたいと同時に、自治体としても、国が推進するネイチャーポジティブ宣言、加えてネイチャーポジティブ認証自治体等も目指していただきたい。これは意見として、申し上げます。地域の生物多様性についてぜひ推進していただきたいと思います。

【事務局】

どうもありがとうございます。

我々としても、既に企業とは協議はしておりまして、非常に前向きな企業もいらっしゃるし、ネイチャーポジティブとは何でしょうか、という企業も多くいらっしゃるところでございますが、今後仲間を増やしまして、まさに今年度、ネイチャーポジティブネットワークを作ろうと思っておりますので、積極的に進めていきたいと思っています。

【会長】

ネイチャーポジティブについても脱炭素と同じように、企業評価に重要な要素になってきていますので、かなりの企業でネイチャーポジティブに対する取組が始まっていると思うのですが、中小企業にもしっかり認識を持っていただいて、取組に加わっていただけるとなおいinaと思いますし、それが実現できると他都市との違いを明確にできると思います。

しっかり考えてください。

【委員】

先ほど会長がおっしゃったように、中小企業の経営をはじめとした経済活動と、地球環境についての関係性ということについて、経営者の中には非常に遠いものあるいは別のものだと感じていらっしゃる方がいるかと思っています。

その経営者の意識を変えていくというのは、経営者に向けても研修といった啓蒙活動などにかかなり時間をかけて行っていく必要があるなと感じています。

目標数値の企業とコミュニティの「30」という数値も、正直申し上げると私は少ないなと思

ってしまして、北九州市内の中小企業が産業の部分において意識を持ってやっていくということについては、大きな網をかけない限りは、進まないのではないかと考えています。

先ほど審議した地球温暖化対策実行計画にも関係しますが、ぜひ中小企業を含めた事業者アンケートをとっていただくことであったり、事業者の目を環境対策に向けさせるような仕掛けが必要ではないかなと思います。

今申し上げた意見は「30」という数字を変えた方がいいということではなく、もう少し中小規模の事業者にも声が届くような取り組み方があればと思いました。

【会長】

大事なご指摘だと思います。「30」という目標を達成できたらそこで万歳というわけにいかないということです。むしろ、本当に下支えしているところでしっかり受けとめていただく、そのことがまた広く市民にも浸透するということです。

【事務局】

ありがとうございます。我々もいただいたご意見と同様に考えております。

企業の代表の方はネイチャーポジティブという言葉をご存じである方は多いのですが、大企業ですら、どうやっていいかわからない、何をすればいいのか、というご意見をいただくことがあります。また、中小企業にも何社か伺っておりますが、ネイチャーポジティブという言葉すらまだご存知ない方が多い。

ただ、話す中で、「御社が取り組んでいることは実はネイチャーポジティブに繋がっているんだ」ということがあって、それをお伝えしたら、「そうだったんですね」と回答いただくこともございます。

本戦略は自然保護だけの話ではないという形で打ち出しております、また時期についても、この時期に打ち出せるのは非常にいいタイミングであると考えています。

先ほど申し上げたように、企業等への丁寧な説明を行っていきつつ、今後も北九州らしさを前面に出して、まさに経済界にも働きかけるところで、産業都市である北九州市の先進事例として、良い事例になると認識していますので、頑張ろうと思っております。引き続きご指導よろしくお願いします。

【会長】

ちなみに市のネイチャーポジティブ推進課は、今年の4月に新設されました。

それだけ市も取組に熱心だということだと思います。

他に何かございますかよろしいでしょうか。

【委員】

皆様のご指摘のとおり、非常にわかりやすいものだと感心しました。

その中で特に良かったと思うのは、「私たちにできること」と大きく施策を掲げて記載されていました。その一方で、その企業版というか、企業に関してできることというところがないような気がしました。

様々な主体が何かやりたいと思っても、どうしていいのかが分からないというのがあると思うので、市民向けだけではなくて、企業視点でも少し欲しいなと思いました。

【会長】

ありがとうございます。今後の課題として、ぜひ事務局として考えてください。

【委員】

私も非常に良い計画になっていると思います。

これはお願いになるのですが、市役所の内部、他の部局も含めてしっかり周知をしていただきたいと思います。

例えば、都市計画分野や建築建設分野だとか、そういう分野にも大きく関わってくことだだと思います。

市役所は縦割りになりがちなので、北九州市のまちづくりをこれからどうするのか、色々な公共工事を含めたところでどう影響をポジティブに持っていくのかというところが非常に大事だと思いますので、まずは市役所の中でしっかり共有していただければなと思いました。以上です。

【会長】

ありがとうございました。それではよろしゅうございましょうか。

【委員】

この戦略のビジュアルは本当に素晴らしいなと思いました。

また、ネイチャーポジティブ推進課の創設はすごいですね。「すしの都課」もそうですが、北九州市は何に力を入れているかすごくわかりやすいと思いました。

【会長】

ありがとうございました。

それでは、当環境審議会としては今日審議されました内容を答申として、市長に提出することを認めいただけますでしょうか。

【一同】

異議なし。

【会長】

それではご異議なきものと認め、これを答申とさせていただきますどうもありがとうございました。

それでは最後の案件になりますが、北九州市における事業系ごみの減量リサイクルこれについて事務局から説明いただきます。

【事務局】

「北九州市における事業系ごみの減量・リサイクル」について説明を行った

【会長】

どうもありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありましたが、本日示されましたのは、答申案でございまして、これまでの皆さんのご意見を整理することになるだろうという案であります。

この案につきまして、皆さんからご意見を伺いたいと思います。

【委員】

かなり踏み込んで施策まで記載されていることは、いいことだなと思いました。

ただ、例えばボックスの提供であるとか、その他についても、予算等のいろんなものにも関わることで、それを補完する、例えばわざわざボックスしなくても、そこにある紙のボックスを使って、そのごみの資源化物をボックスにすることができるような。

そういった簡略化できるようなやり方をSMSで広報するとかですね、様々なやり方で普及活動するってことを念頭に書いていただければと思います。以上です。

【会長】

ありがとうございました。アドバイスとしてお受けいたします。

要するに、わざわざお金をかけて箱を配らなくても、そこら辺にある段ボールを上手に使ってくださってというやり方があるのではないかとということだろうと思います。

【事務局】

ご意見ありがとうございます。

実際、北九州市役所でやっている取組も、使用済みの古いダンボールなどで行ったりもありますので、そういった方法についても発信できればと思います。

【会長】

どうぞ。

【委員】

この答申案を拝見して少し感じたことがあるので、お尋ねしたいと思います。

最後のところで、いわゆる処理手数料の改定といいますか、市内の全ての事業所に影響を与えることになるということで、事業者への配慮が必要とになっています。

これは非常に大事な観点だと思います。この中で、例えばリサイクル可能な紙類以外に、本来搬入できない廃プラスチック類や金属くずなどの産業廃棄物が確認されたということですが、事業者の皆さんにとって、本来搬入できない廃プラスチック類とか、金属くず等を適正にリサイクルするシステムというのがどこまで確立されているか、というのが一つ問題じゃないかと思います。

それで、先ほどの地球温暖化対策実行計画の中の資料で、プラスチックごみ分別協力率というグラフがあって、そこには39%とあり、また、これまでずっと協力率が下がってきています。

今、製品プラスチックの分別収集も始まっているのですが、この辺りやっぱきちっとしたシステムを作っていないと、事業者の皆さんにとっては、やはりなかなか分別できないといいますか、やむを得ず事業系一般廃棄物として出さざるをえない、というところもあるのではないかと思いますので、その辺りの現状について教えていただきたいと思います。

【会長】

事務局何かお答えできますか。

【事務局】

現状で把握しているところでご説明申し上げますと、金属類であるとか木材であれば、市内で十分に受け皿は確保されています。

これは平成16年10月、前回、料金改定した当時からでございますけれども、そこは分別をすれば、金属類について量があれば買い取りもしていただける、また、木材につきましてもリサイクルのルートは、市内で確立されているということです。

ただし、委員ご指摘のプラスチックにつきましては、やはり不十分なところ、受け皿が十分確保されていないところは確かにございます。

一方で、北九州市内、響灘の方で、プラスチックを一括で選別して、パレット化する工場を、民間企業さんが建設されています。

そういった形でリサイクルの仕組みをきちんと確立して、それを私どもで再度、市内の事業者さんに細かく周知を図り、一層、リサイクルを身近なものとして取れと考えていただければ事業者さんのご負担が減りますので、そういった形で手数料の改定だけではなく、両輪としてとらえ、リサイクルへ積極的に取り組んでいただける仕組みづくりが大切だと考えています。以上でございます。

【委員】

わかりました。問題は、そういうシステムがきちんとあるのに周知が徹底してないということなのか、或いはシステムがあることがわかっていながら、なかなかそれができないという別の問題があるのか、というところが気になるのですが、いかがでしょうか。

【事務局】

例えば、なぜ、本来、搬入できないはずの廃木材や廃プラスチックなどが搬入されているかというところでございますが、その部分につきましては、例えば、搬入時に違反ごみとして展開チェックなどを行って見つけたケースも多々ありますが、なかなか、これといった原因が掴みづらいところでございますが、直感的で申し訳ないのですが、市内の一般廃棄物、産業廃棄物の収集運搬の許可業者の方は、違反はほとんどございません。

一方で、違反物を持ち込まれる方は、だいたい遺品回収の業者さんとか、何でも屋さんの形で回収を行っている業者さんが、依頼された家屋にあるものを全てトラックに積み込んで持ちこんでくるなどで、あえて分かって持ち込まれているケースが多々あるのではないかと思います。現場の方と私どもの認識でございます。ただ、その辺のあたりは、再度調査をしたいというふうに考えております。以上でございます。

【会長】

どうぞ。

【委員】

端的に申し上げますと、全体の目配りはよくできていると思うのですが、特にまとめなどを見ますと、歯切れが悪いということでもあります。

何をしたらいいのかな、というところよくわからなくて、市役所で考えてくれといった内容で、審議会としてはっきりしたことと言ってないのかなと少し感じました。

先ほどの意見と違うのかもしれませんが、プラスチックごみなどは、技術的には問題もないので、お金の問題とかかなと思うのですが、やはり、一番大事なことは、今お話がありましたけれども、受け入れの時にきちんと検査して、ダメなものは受け付けないというのはすごく大事だと思います。

また、もう一つの原因は、市内のそういう廃棄物処理にかかる費用が安いということがいちばん良くないことだと思います。やはり、その環境にかかる費用をきちんと払ってもらわなくては行けないが、現状でそれができてないと思います。

処理手数料が安いということは、民間処理業者より安い、あるいは原課より安いということとは、結局、この環境をないがしろにする行為を、市民の税金でサポートするということになって、やはりそれは筋としておかしいと思います。

むしろ、市民の税金を使うのであれば、いいことをする事業者さんに税金を使った方がいい

と私は思います。

そういう意味では、受入ごみのチェックだとか、処理手数料の値段のことは、もう少しはっきり書いていただいていいのではないかとというのが率直な印象です。

もう一つ、重要課題と記載してある最終処分場の延命化ですが、そのデータを持っていないのですが、この答申の目的は、事業系ごみが他より多いこと、ベースの中に本当は受けられないごみが混じっているということこそが問題なので、その問題はもうはっきり書いてもいいのではないかと、思いました。

【会長】

次回までに手直しができるか考えましょう。

【委員】

適法適正処理が当然前提になるのですが、もっとリサイクルがしっかり進んでいくように、いろんな取組が必要ではないかという趣旨で申し上げたので、処理手数料の問題はやはりすべての事業者の皆さんにかかってくることで、リサイクルがしっかり進んで、資源という点で有効活用できるように、ということをお願いしたいと思います

【会長】

委員どうぞ。

【委員】

1 点質問です。先ほど別の委員からも、ちょっともやもやとした書き方という話ありました。私も、このごみ処理手数料の見直しのところ、少しもやもやとした書き方だと思っています。

見直しが必要な時期に来ていると考える、ということは、見直しを前提にして議論をしていくということなのかどうかというのをまず確認したいと思います。

それから、様々ことを気にしてやります、ということが書いてあるのですが、具体的にはこれを見直していくときに、どういうふうに見直していくのか、ということですね。

今後も非常に大きな論点だと思うので、ぜひ伺いたい。

【事務局】

ご指摘いただきましたように、見直しの時期に来ているということで、事実、実際にかかっている処理費の金額に対して、半分しか事業者が負担していないということは、市民の税金が投入されているというところで、適切ではないと考えております。

一方で、北九州市内の中小企業は大変多くありまして、経済活動について読めないところや、昨今の物価高騰について、中小企業さんでは、まだ値段に反映できていないというお声も様々いただいておりますので、具体的な対応の時期については、やはり経済状況を見ながら考

えていけないといけないと考えています。

また、市としては、値段を上げる前に、皆様からごみを減らす方向、リサイクルを進めていく方向の取組をしていただければ、仮に値段を上げたとしてもそこまで負担が上がらないのではないかっていうところで思いますので、まずリサイクルでごみを減らす方向にまずもっていききたいというふうに考えております。以上です。

【委員】

そうすると、すぐに料金の見直しの話ではなくて、ロードマップがあって、まずはその量を減らすところからスタートして、年単位で進めていくようなことをイメージされているという理解でよろしいですか。

【事務局】

そうですね。時期ははっきり申し上げることができませんが、そういったところで考えております。以上です。

【会長】

他にありませんか。どうぞ。

【委員】

総合的な視点から、手数料の見直しの検討というところがあるのですが、これ料金を上げたりしても、値段が高くて他都市からごみを持ってくる違法業者はいるだろうと思います。そのため、それよりも、この資料中にあるリサイクル促進の新たな仕組みということで、やはり古紙の回収は、各自治会や町内会も日曜日にやりますよね、事業系ごみについては、資料に書いてありますように、紙類の分別ボックスの提供、これをどういうふうに展開していくか。これが胆だろうと思います。

また、違法持ち込みを行う業者についてですが、そういった業者は、持ち込む時に、誰も気がつかないだろう、という気持ちで捨てるのだと思います。

そのため、そういった業者に対しては罰則適用も視野に入れて、違法廃棄物を持ってきた業者には、もう次から持ち込ませない、という対応で臨むことも大切だと思います。

例えば新門司工場では、他県他都市からのごみが多く来ているから、パッカー車で持ち込みは1日何台という地域との約束も守られてなかったりします。そういった状況だから、北九州が上位なのだと思います。

その辺を、しっかり厳密に事前にチェックをして、違法なごみがあれば持って帰らせるということまでできるか、それから古紙に関しては、回収ボックスの提供これはどこまで具体的に考えていくのか。これが大切なところだろうと思います。

とにかく、SDGsの観点から、様々なごみを一緒に燃やすのではなくて、全てのものを

再生して資源にしていく、ということを考えないといけないと思います。

その辺をしっかりとやるために、先ほど申し上げた罰則規定もさることながら、前段階での分別ができるのか、どこまでチェックができるのか、それから古紙などの紙類に関してはどう対応していくのかについてお考えを聞かせてください。

【会長】

事務局どうぞ。

【事務局】

古紙のリサイクルについてですが、昨年 9 月にごみの組成調査をしまして、オフィスビルのごみの組成調査をしたところ、紙類が、83%ごみとして出ていました。

同じような施設として、北九州市役所を例に出しますと、北九州市役所でも 55%でした。市役所ではかなり分別して、リサイクルに取り組んでいるのですけれども、やはり、お菓子のごみとかいろいろ出ているのだと思います。

ですが、北九州市役所のやり方で、55%まで減らせるというところを、事業者の方々に啓発していくことが、まず一つ大切なところかなと思います。

また、リサイクルボックスの配布についてですが、やり方については、またこれから関係業者さんとか事業者さんと協議を行い、どのようなやり方がいいか、というのは、決めていきたいと思っております。

加えて検査の体制についてですが、今年、環境局の循環社会推進課に、事業者指導係という係を新設しました。取組自体は従前でも行ってきましたが、係として立ち上げましたので、今後、環境センターの職員さんたちと協力しながら、現場での指導に取り組んで参りたいと思っております。以上です。

【委員】

大変だとは思いますが、しっかりやってほしいと思います。

紙を分別して資源の方に持っていければ、ごみの量が減り、事業者にとっての負担が減るわけですから、それをしっかり根づかせるということが大切だと思います。

また、市役所の中でも 55%まであるっていうのは、いかななものかと思います。

今はペーパーレスの時代ですから、それはもう紙がないということでもありますから、その辺の見本をしっかり示すということが大切です。

また、違法ごみの持ち込みについても、不純物が入っていれば、きちんと指導していくということ、北九州ではそういうやり方ですということを示さないといけないと思いますので、その辺を強く要望します。

【会長】

ありがとうございました。次の委員どうぞ。

【委員】

全体的な方向性はいいのではないかと思います。

一方で、どこかにサーキュラーエコノミーの話題を入れていただいた方がいいのではないかなという気がします。

これは、北九州市環境基本計画の政策目標の 2 番目にサーキュラーエコノミーの話があって、その中に事業系ごみの減量の話が出てきますので、今回審議している内容を、どういうふうに位置づけるのか、というところを明確にした方がいいと思います。

それから、さきほど少し出ましたが、企業さんにとって、ごみを減らすというのは、本来、競争力の強化にも繋がるはずだと思います。例えばコストの削減だとか、というところですよ。

そのため、これがサーキュラーエコノミーの構築に貢献できるんですよという、ポジティブな面を入れていただいた方が、企業さんとしても協力しやすいのではないかと思います。以上です。

【会長】

ありがとうございました。ほかにはいかがですか。

【委員】

ごみについてなんですけれども、夢のようなお話を一つさせてください。

子供たちにとっては、ごみはごみではありません。実はイタリアのレッジョ・エミリアという市があるのですが、そこでは全市を挙げて、廃材を活用して子供たちのおもちゃを作ったりといった取組を推進していて、それが世界的に認められています。

ごみを単なるごみとして見るのではなくて、再生というリサイクルの価値というのが、どこかに希望があるのではないかなと子供視点で思いました。以上でございます。

【会長】

ありがとうございます。何か工夫する余地があるかもしれませんね。

【委員】

先ほど別の委員の質問に対して、ロードマップがあって、ごみ処理の手数料の見直しを行っていく、という回答がありましたが、先にリサイクルに取り組んで、ごみ処理にかかる経費を減らしたのに、その後に市の処理手数料上げます、ということになると、事業者としては、せっかく処理に係る経費を減らしたのに、また処理手数料の値上げで負担が増えることになってしまうのがつらいので、どちらも同時に進めていくか、タイミングをしっかりと見計らってやっていく

ことが大切かなと思いました。

【会長】

ありがとうございます。他にございますか。

【委員】

シュレッダーくずについてですが、シュレッダーくずも古紙回収としてリサイクル可能と聞いておりますが、今、ストレートカットのみがリサイクルできるようになっている認識ですが、クロスカットのチップ状になっているものもリサイクル対象になっているのでしょうか。

【事務局】

クロスカットについてもリサイクルの対象となっております、リサイクルできる事業者もいらっしゃると思います。

【委員】

ありがとうございます。まだシュレッダーくずのリサイクルが十分でない企業さんもいらっしゃると思いますので、その意識の徹底も取り組んでいただきまして、先ほど別の委員もおっしゃったように、リサイクル 100%というふうになるような都市を目指していただきたいと思います。

【会長】

他にございますか。よろしゅうございますか。

それではこの件につきましては、次回、さらに、今のご意見を踏まえて、文章など見直した上でまたご審議をいただきたいと思います。

それでは、本日ご審議いただくことにつきましては以上でございます。ありがとうございました。